

相 相 (法人 会 土 地 面 区 域	【どのような相談でも必ず添付する書類】	
	①案内図、②公図の写、③土地の全部事項証明書、④同意書	
	下記の質問の場合は、上記に追加して○の資料を添付してください	
	【調整区域に現在専用住宅が建っており、建替えをしたい相談の場合】 ○建物の全部事項証明書、○建築計画概要書(建築安全課で取得できます)	
【調整区域に更地から自己用住宅を建てたい相談の場合】 どちらかの条件に合致しているか確認できる書類が必要です。 (1)区域区分前(昭和45年8月25日)以前から開発行為を行う者又は親族が区域区分前から現在まで継続して、建てたい土地を所有していることがわかる書類 ○土地の全部事項証明書、○借家契約書の写し (2)上尾市の調整区域に、自己又は親族が20年以上居住、建てたい土地の5年以上所有が確認できる書類 ○住民票、○戸籍謄本、○借家契約書の写し ※(1)(2)とも自己の居住の為に住宅を所有しておらず、かつ自己の居住の為に住宅が必要と認められることが必要です。		
土地の権利者	住所	(TEL)
土地の利用目的	公図写は、敷地を朱色で囲ってください	同意 ☐ (チェックを記入)
添付書類	案内図、 公図写 、土地及び建物全部事項証明書・住民票(申請者・親族)・戸籍謄本(申請者・親族)・土地利用計画図・借家契約書写・建築計画概要書・ 同意書 、その他()	
相 談 内 容		
例1: 第三者(個人・法人)が上記記載の土地に専用住宅を建築することはできるか。		
できる場合は、条件について教えて欲しい。		
例2: 父が所有している更地に、息子が専用住宅を建築することはできるか。		
例3: 現在の敷地を拡張して、専用住宅を建築することはできるか。		
※「何を建築することができますか」等の抽象的な質問や、「どうしたら出来ますか」等の質問にはお答えしかねます。具体的な計画が決まりましたら、ご相談ください。		
下記①②の内容を文書にして添付してください。 ①相談票を内容含めて市役所へ提出及び回答の受領することへの同意 ②上尾市職員が現地の写真を撮影し、必要に応じて、敷地内に立ち入ることへの同意です。 署名捺印は必要ありません。 <u>必ず土地権利者の同意をとってください。</u>		